

8. 県 た ば こ 税

区 分	売渡した製造たばこの本数	調 定 額
	本	円
前年度行為分 (期限後申告)	133,050	123,730
3 月	565,692,243	526,093,782
4 月	540,626,702	502,782,827
5 月	558,162,013	519,090,668
6 月	580,582,783	539,941,985
7 月	590,985,466	549,616,479
8 月	582,719,183	541,928,835
9 月	769,134,823	715,295,381
10 月	435,938,086	435,984,031
11 月	494,479,740	494,479,062
12 月	580,727,138	580,727,138
1 月	507,539,387	507,539,387
2 月	496,423,740	496,423,740
計	6,703,144,354	6,410,027,045
手持品課税	341,472,746	23,904,966
合 計	7,044,617,100	6,433,932,011

・税率は、税制改正により下表のとおり段階的に引き上げることとされた。

(税率：円/1,000本)					
引き上げ時期	H30.4.1	H30.10.1	R1.10.1	R2.10.1	R3.10.1
一般品	860円	930円	930円	1,000円	1,070円
旧三級品	656円	656円			

・手持品課税とは、税率引上げに伴い、旧税率で仕入れたたばこの税率改正日現在の在庫分について、その差額を小売業者等が申告し課税することである。